



## EU の協同組合法制

島村 博 (協同労働法制化市民会議)

はじめに

筆者は、Note2において、片面的な観測に基づくものとはいえ、「社会的経済」の意味を正面から把握するには、ラテン語系諸国において想定されている経営諸形態のうちよりassociationを除外し、cooperative及びmutualを中心にするべきある、との見解を提示した。かかる見解を導き出した主要な理由は、1)その目的が公益にあり、経済的事業を行わないこと(これが、何を意味するかは、本稿でも触れられよう)、2)そのために国又は自治体の財政の動員並びに半公共機関として「市場」で制度的に優遇され、3)こういう仕組の結果として団体の意思決定及び運営における公共機関の役割が制度的に保障されている、ということである。

associationなる団体は、公共でも民間でもないが、同時に、公共でも民間でもあり、まさしく雌雄同体的とも言えるものである。だが、「自治と自立」、組合員による民主的決定といった協同組合原則に照らしてかかるものを意義づけて見ると、現在の枠組での公共-民間あるいは国家と市民社会の二元性を限り無く相対化しても、それを協同組合と同一のカテゴリーで括り、「第3システム」の存在形態とすることには、相当の無理があると考えられる。公共と民間との新たな協力、協同の仕組みの現代的形態を「第3システム」と名付けるのであれば、それはまた別の事柄であり、国家を共同態(civitas)として神話化することに通じる危険性も感じられる。

他面で、第3システム(社会的経済)を雇用・

就労という視点から意味づけようとするならば、cooperativeを全面に据えないわけには行かないが、欧州の協同組合法制は多様である、とって通過できない重大な問題が多々ある、とも指摘しておいた。

既に、この範囲については、現代的な労働者協同組合法制を求めて実践的な資格から掘越芳昭氏が包括的で、かつ、ICA95年新原則に即し明解な分類整理を行っている。屋上屋の印象が免れ難いが、同氏による包括的な整理に対して別異の把握を敢えて提示する理由として以下を挙げておく。

1)Note1でも簡単に触れているが、欧州協同組合法(Staute for a European cooperative society)に関するEC理事会規則の提案に関わる。「規則」(regulation)は、EU諸国間における区々たる各国の立法を調整する直接的かつ全体的な普通法の役割を有するものである。すなわち、「規則」は国内法化される手続なしに直接に適用される。

詳論は控えるが、当該の提案は現在に到るも採択に漕ぎ着けてはいない。協同組合なるもの了解を巡る独仏の鋭い対立によってである。

この事情は、協同組合原則に従って事業を経営運営するという意義での協同組合的経営形態の法的媒介物としての各国の協同組合立法間の裂け目の存在を暗示するものではあるまいか。とくに、「社会的」促進使命をめぐる、ラテン語系諸国において顕著なものであるが、それを公共の予算支出の要件として設定する枠組内で協



テムに、わけても協同組合に仕事起こしの多大な可能性を見出した所以と、その可能性が見い出された諸国の法制的特質が明確になるはずである。

それがわが国において協同組合基準の現代的な実現形態として価値ありとされるか、そうではないのかをそれとして問うことは、ここでの課題ではない。諸問題の解決が喫緊のものとなっている現代において、それらの問題を抜本的に解決する視点、展望に立って市民、協同組合を含む「組織された市民の団体」や「組織された資本の組織」と国家との現にある関係、その反映としての理論を今一度根底から再検討する中で価値判断が為されるべきものと思う。そして、こういった価値判断から独立して、市場の批判原理として出発しつつも市場の1プレーヤーとして「組織された資本の組織」と競争し、ときに協同もする「組織された市民の団体」としての協同組合の役割に相応しい法制度を探究することは、価値判断を生かす路ではあるまいか。

## 方法

H. ミュンクナは、協同組合を、「可変の組合員及び可変の資本を伴う人的な結合であり、主として固有の権利能力の点で資本に奉仕的な役割を割り当てる公的登録簿への登録により」成立する制度として定義する。

彼は、欧州諸国の協同組合法制を「原生的な(originar)」法的タイプに属するものと「派生的」な法的タイプに属するものに分かっている。「派生的」とは、協同組合がそれ独自の法的被造物として成立したのではなく、むしろ、株式会社や有限会社といった別の法的形態から第2次的に発生した、という意味である。

「派生」の様式は2系統に分類される。1) 社団を母体とする派生タイプ。オランダ、イギリス、アイルランド、ルクセンブルク。2) 株式会社を母体とする派生的タイプ。フランス、ベルギー、イタリア、イギリス、アイルランド、ル

クセンブルク。

同様の観測に立つ者として、ロマンス系の諸国(フランス、ベルギー、イタリア、ギリシア)においては(株式)会社の構造原理が、旧ゲルマン諸国(オランダ、ドイツ、オーストリア、スイス)においては経済的社団の構造原理が見出せる、とするA. フランドを挙げることもできる。彼は、その際に、イギリスに、法的形態の選択に際して協同組合の様々な可能性の故に、雌雄同体の役割を割り当てている。

1963年に欧州協同組合の創設を訴え、欧州協同組合法・提案が後に構想される端緒を切り開いたCEA(欧州農業同盟)は、ラテン法圏(スペイン、イタリア、ベルギー、フランス)、アングロサクソン法圏(ドイツ、オーストリア、イギリス、オランダ)、北政法圏(スカンディナヴィア諸国)といった分類を行っている。欧州協同組合法・提案自体は、協同組合の経営組織構造(第3章 経営、監査及び管理を行う理事会)に関しては、所謂「一元システム」又は「二元システム」の選択を許容(第30条)することで、欧州協同組合諸法が2系統に分かたれていることを前提とし、また、E. デュルファの指摘する所によれば、「共同決定指針の第4条乃至第8条において4つのバリエーションを提起した」とあるように、協同組合従業員の経営参加の形態として4群を想定していることも伺える。

ここでは、しかし、「協同組合の法的な取り扱いに関する各国の分類は、絶対的なものとは看做され得ないのである。原則として……協同組合については『その法的地位が協同組合法においてのみならず、おびただしいその他の法律、行政規則及び、とくに、定款において見い出される』特殊の経済形態が肝要なのだ、という所から出発すべきではあるまいか。このようにして、かつ、協同組合が組織されうるその時々々のナショナルな法的形態から解き放たれる場合には……多くの原則的な共通性が判明し、その場合に、それは、共通の、境界を超越する協同組合の台座(Grundsockel)を示すものになる。この意義で……その時々々に存するナシヨナ



試みはまたもや挫折し今日に到っている。フランス協同組合法は、それ以降、4つの階梯にわたる根拠法制を有することになった。すなわち、

第1階梯 会社法(この場合、特に、株式会社)総則

第2階梯 可変資本会社に関する諸規定

第3階梯 1947年法(協同に関する法律)

第4階梯 特別法、というものである。

1947年以来、確かに、協同組合の諸条項は変更されているが、それでも、フランスの立法者が協同組合を会社に分類帰属させる原則的立場に何らの変更はない。因に、この意義でも、協同組合 = 非営利団体、とする分類はフランスでは絶対に成立しない。現にこの4層構造は引き続き妥当するし、協同組合によって最も頻繁に選択される形態は可変資本会社である。農業協同組合だけが1972年以来、独特の法的性格を有し、かつ、独自の(sui generis)法人格を示している。その際に独自の法的性格は立法者が原則的に「協同組合」という独立した法的タイプを創造するために導入したのではなく、むしろ、農業協同組合にその競争者に対抗して経済的な利点を得させる上で役に立つだろうとという意図からであったのだ、と言う。

因に、フランスの労働者協同組合は、株式会社又は有限会社の法的形態で登記がなされる。この叙述との関連では、本号に掲載される筆者の翻訳になるSCOPの「原則」を合わせて御参照いただきたい。

## イタリア

フランスの場合と同様に、イタリアでも協同組合法についての事情は同じである。むしろ、ここでは、協同組合制度は、既に、憲法第45条で法的アンカーが打たれている点で、極めて特異である。特異とは、記憶を頼りに述べれば、国家の基本法で「組織された資本の組織」に言及した初出はヴァイマル憲法(1919年)であり、「組織された市民の団体」の一つ、つまり、協同組合について触れた初出は、欧州諸国に於ては、1948年のイタリア憲法であるからである。同憲

法の第45条に曰く。

「共和国は、協同組合が相互性の原則に従い、かつ、私的投機目的なしに設立される限度で、協同組合の社会的任務を承認する。法律は協同組合を促進し、適切な手段により優遇し、かつ、目的に適う監督によりその特性及び目的設定を保障する。」と。

イタリアの協同組合制度の発展は、これを2つに分割して理解する必要がある。つまり、一方では伝統的意義での自助組織の歴史として、他方では国家支援を最初から想定した協同組合の歴史として。こういった分類は、欧州でも希有の事例とは必ずしも言えないが、協同組合への国家支援を憲法が謳った点で、イタリアでは協同組合人にとって極めて良好な気候がそもそもの最初から用意されている。

周知のように、イタリアでは固有の協同組合法が存在しなかったため、伝統的な意義で解される協同組合 = 自助組織は1865年の「商法典 Codice di Commercio」に規定される法的形態の下で組織される。その場合に、当該組織は、通例、何よりもまず、組合員の有限責任の故に、株式会社の法的形態を選択してきた。協同組合に特有の本質的なメルクマール、諸原則は、定款に定められることになる。

1882年に1865年イタリア商法典はフランス・モデルに従って改正されたが、そこでは協同組合の便宜を図って可変資本の会社という法的形態が導入されている。その際に、ここでも、フランスと同様に、協同組合は、可変資本会社として登記されなければならない、ということ強いられなかった。国家支援を頼みとす協同組合は、逆に、特別法で規律される運びとなり、フランスの場合と同様に、各々の特別法上で、国家的サポートを手に入れるための諸要件並びに国が監督・影響力を行使する可能性及びその程度が規定された。

1942年の「民法典 Codice Civile」において、伝統的な意義での「自助組織」たる協同組合及び国家的サポートを受ける協同組合に関する共通規定が1章に纏められた。しかし、それ



それでもやはり、株式法によっても性格付けられる統一な(フランス、イタリアその他の国とは異なり)規範装置と見なされ得る。それは、1)多くの自然的な、また自治的に規律されることになる内容を持っており、2)特別法を予定せず、協同組合総体に適用されるからである。むしろ、協同組合が「協同組合」の法的形態を受け入れる事を強制されることはない。他方で、非協同組合もまた、所謂「偽の」協同組合としてでしかないにしても、この法的形態の下で設立され得るのである。

ベルギーにおいて協同組合が商事会社として、1)社会的目的を有する会社、または、2)協同組合として登記されうることは、Note2の資料を御参照いただきたい。

#### ・ 社団法を指向する協同組合法を有する国々

協同組合立法が資本会社の諸規定から発展したフランス、イタリア、ベルギーとは異なり、社団その他の法的形態に遡及させられるような国が存在する。

この点に関する格好の例はオランダである。ここでも、最初の協同組合が出現した時期には協同組合法はまったく存在しなかった。最初の協同組合法は、したがって、「連合王国」に関する1855年法律の根拠に基づく一般連合法の諸規定にしたがって登録社団(ドイツ語で eingetragene Vereine)として設立された。登録社団の権利能力は、国王による勅許及び定款の認可を経てかかる社団が取得した。この法律は、だが、社団の構造を詳細に確定することをしないままに、範囲だけは広範なものであった。社団の構造はその時々定款に留保され、定款で社団の組織規則並びに諸目的及び行為方法が確定された。

この法的形態は大きな定款自治を保障するものとして、組織化の多大な可能性故に協同組合に大いに歓迎された。1874年にオランダ政府は、後に、1901年に登場するフランスの asso-

ciation法の基本觀念に同じく、当該の社団は、なんらの営利目的も追求しない団体(後のドイツ民法典第21条に所定の非経済的社団と同一の定義及び設立手続に拠る)たるべし、ということを確認した。

協同組合は、だがしかし、その組合員の物質的な利益を促進することに奉仕するものとされる。したがって、オランダ政府は独自の協同組合法の制定を決定し、1876年に公布している。もちろん、政府見解では、その時から、協同組合は、社団としても、また、この新しい法律の意義での協同組合としても設立され得るという程、柔軟になっている。しかし、協同組合が協同組合の法的形態を選択すると、協同組合は、その名称に「協同組合」という表記を施さなければならないので、協同組合の経営形態を有するものであっても社団として登記される場合との違いがこれによって明らかになる。

やがて、上述した自由、定款自治の故に、かえって、多くの協同組合が1855年の社団法にしたがって設立されることになる。なぜならば、同法の下では営利経営目的以外の目的に関しても協同組合が活動できる(例。文化的、教育的類の非経済的社団の事業)余地があるからである。

1876年の法律は、協同組合を「社員の加入脱退が許可され、かつ、手職又は事業の共同の実行により、必要な財貨の買付又は立替もしくは貸付の給付といったことによる社員の物質的利益の促進を目的とする人々の団体」として定義した。後に、1925年に、この法律は新しい協同組合法にとって代わられる。1925年の改正は、しかし、ことさら強調されるほどのものではなく、まったく新しい法律とも言い得ないようだ。

オランダ法の伝統として、フランス、イタリアでもそうであるが、実質的意義で、つまり、協同組合原則を定款で掲げる経営形態としての意義での協同組合であっても、形式的に、つまり法的形態として協同組合としてこれを設立する義務を負わされない、ということに変更がなかったからである。換言すれば、協同組合は、社団としても、または、まさしく株式会社として





人格が付与されるわけではない、という事情に変わりがなかった。

産業節約組合法は、しかし、制定法主義を採用する大陸欧州諸国とは事情を異にして慣習法体系に属するイギリスの伝統に忠実に、協同組合の定義を何も掲げてはいない。協同組合が時の経過の中で発展させた諸原則をただ単に認めるという仕方によって、同法は協同組合に大幅な定款自治を得させ、「協同組合自らが際立たせてきたメルクマールだけを保証した」と言う。

このメルクマールは、資本会社(Companies)と協同組合とを積極的に区別する境界設定基準として、やがて、1893年に更新された改正において、唯一の基準に、すなわち、一個人が保有することの許される持分総額の制限に帰着してゆく。それとともに、当該の改正により、協同組合は、1) 法的安全性および一定の法的枠組を与えられ、2) 資本会社および、法的には「雌雄団体」の類い、つまり、公共による融資、予算投入によって支えられる社団たる福祉活動社団に対して一線を画せしめられ、3) 大幅な定款自治が与えられ、組織的發展を展望できる十分な法的基盤を与えられた。

英国の協同組合が、ドイツの協同組合法に類似する定義を得ないままに、その後の歴史的な経過の中でやがて法的には、かえって、判例を通じてより厳格に解釈されることになるという事実は、興味深いものがある。数多の非協同組合企業つまり営利企業にとって産業節約組合法の下で認められる非束縛性、とくに責任の制限は奇貨と写り、故にその登記にあたって同法が便宜的に使用され得たからである。1939年の「詐欺行為(投資)防止法 Prevention of Fraud (Investment) Act」は、したがって、協同組合を、非協同組合企業から区別するために、何が協同組合ではないかを規定することで、協同組合基準を消極的に定義している。すなわち「投資され、払い込まれ、または団体に貸し出された資本に基づく利子、配当または割増金の支払いを目的とする利潤を取得するために経済活動を営むが如き団体は協同組合には属さない」と。

1965年に更新された産業節約組合法の改正により、組合基準に関してその他に確定されたことは、法的意義での産業節約組合として登記できるものは、所謂「善意の」協同組合または、専ら公共目的に奉仕する組合だけが許される、というものである。つまり、経営形態として、または非営利目的を掲げる団体だけが同法に基づいて登記することができることになった。だが、法律は「bona fide」(善意の、信義誠実の、といった意義を有する英語でのworthy, faithful goodnessに当たるラテン表記)を定義しない--しにくい、とも言える--ので、登記官は、どの協同組合が「善意の」協同組合であるかを認定し、産業節約組合として友愛組合登記簿に登記するかを決定する上で原則的に自由である。登記官は、しかし、彼の裁量範囲について、善意の協同組合を以下の如く定義する覚え書き(memorandum)により自由意思に制約を加えられている。

- 1) 社員が、その経営参加に比例して促進されなければならない。
- 2) 社員の監督権は、その資本参加にかかわらず、かつ、平等に扱われなければならない。
- 3) 資本の維持のために必要な利子のみが支払われることが許されるが、資本参加配当は許されない。
- 4) 剰余は、経営参加に比例して分配されなければならない。
- 5) 社員数は、人為的に制限されることがあってはならない。

協同組合が産業節約組合法の下で友愛組合登記簿に登記されることを意欲するときは、これらの諸要件を満たさなければならない。その他に、協同組合は、いくつかの決められた項目を定款で規律しなければならないが、最少設立社員数(7人)、自然人の持分の最大金額(10,000 £)および年度会計報告の作成と監査が法定されている。その他の点は定款に委ねられる。したがって、協同組合は、完全な造型の自由を有していると言える。



れ、かつ、原生的な協同組合法の作成に至ることがなかった、これまで論じて来た諸国とは異なり、全く別の発展を遂げてきた諸国が存在する。ここでは、なるほど、協同組合法の構想に際して他の会社形態の諸規定に助けが求められたにせよ、ここから、固有成りかつ統一的な協同組合法が発展をした。こういったことの好個の例は、フィンランドである。そこでは、19世紀の80年代および90年代において設立された協同組合は適切な法的形態を欠いていたので、協同組合的に調度された株式会社の法的形態で設立されている。

だが、1899年に Pellervo-Gesellschaft (先頃来日した ICA の専務理事フォーゲルシュトローム氏に伺った所では、生協、農協、漁協、信用組合など多様な協同組合形態を今では指す、とのこと。)が設立された後に、統一協同組合法を発展させる歩みが始まった。近隣諸国の経験は、不適切な協同組合法は協同組合運動の発展に如何に悪く影響を及ぼしうるかを示していたからである。したがって、かかる法律の制定に迅速に着手されたが、内政、外交上の特殊事情(独立を脅かすロシアの脅威)がこのスピードに拍車を駆けた。「フィンランドの協同組合法は息せき切って制定された。数日の内にフィンランドの最も経験豊かな法曹が法案を纏め挙げて、……」と言われていた。

当該の法律は1901年に公布されたが、たった36条を数えるのみで、株式会社法をその基礎とし、株式会社の諸規定が繰り返し繰り返し引用されている。しかし、このことは、株式会社の形態で既に言及した協同組合の設立がなされていたことからすれば驚くには値しない。協同組合とは、同法の第1条に従えば、その組合員を経済的に促進し、その組合員が共同して責任を負う会社として定義されている。同法に存するその他の法律(特に株式法)への言及ならびに経営的かつ協同組合的諸要件の変化は、1954年にその改正を必要なものとし、それは、ドイツ協同組合法への強烈的な指向を了解せしめるものである。同法は、それ以来全文165条を、次いで

その後の改正により205条を有するようになり、他の法律の準用条項が廃止され、それ自身において完結する統合的な法律となった。

同法は、第1条で、協同組合を、共同の事業経営により組合員が促進され、資本及び組合員数が可変である会社として定義している。フィンランドでは明白な協同組合定義が存在し、かつ、フィンランドが豊かに有する協同組合のタイプ全てに関して同法が適用されるに到ったという意味で、1954年法は画期的なものである。前に触れておいたことであるが、イタリアにおいては統一的な定義および立法は協同組合のタイプの多様性の故に存在し得ず、または作成され得ないとの主張がなされたわけだが、この類いの立法者の抑制はフィンランドでは為されず、これによりイタリアの論議はしかるべく相対化されるのである。

フランスの立法への類似性がスイスにおいて存在する。そこでは、既に遥か以前から協同組合に似た自助組織(所謂アルプス協同組合 Alpengenossenschaft)が存在している。スイスでも、近代の最初の協同組合は既存の協同組合法がないために、株式会社として設立されたが、その際には、協同組合に固有の特質を顧みて株式会社等に異なる定款の登記が認められた。1883年に、協同組合という法規形態はスイス民法典のある篇で、つまり「債権法」において載録されている。外国の協同組合法およびスイス株式法の諸規定に頼る当初のまだ不十分な条項は、後の改正で除去されている。当該の法律は、協同組合という独自の法的形態を創設し、一方でドイツの協同組合法と多くの共通性を有する法的定義を掲げたが、他方で組織条項に関しては株式会社との多くの共通性を示し、かつ、ドイツの場合とは異なり協同組合に商事会社(Handelsgesellschaft)ではなく自然人の団体(Personenvereinigungen: 社団)の性格を与え、従って、協同組合を利潤獲得目的と結び付けてはいない。総体として、スイス協同組合法は、その時々定款にドイツよりも高度の造型の可能性を承認することで、ドイツ協同組合法と比較



様について適用されるかどうかという事情に関しては、いくつかの国においては、一定程度は割り引いて考えられるべきである。

たとえばオーストリア協同組合法は相当の部分においてドイツ協同組合法に合致し、かつ、同国で1873年に公布された産業・経済協同組合に関する法律はすべての協同組合タイプの統一的な基礎を形作るものである。オーストリアでは最初の協同組合が社団として設立されたので、「社団」なる表示が当該協同組合法の第1条の法的定義において受け継がれている。ほんのいくつか、協同組合の一定の活動メルクマールに関連する隣接法が存在するとはいえ、オーストリア協同組合法は、その他の点では、特別法なしで済ませている。ドイツ協同組合法との根本的な区別は、オーストリアにおいては、実体的協同組合は当該の協同組合法の下で形式的な、法的形態としても「協同組合」としても設立されなければならない限度で存在する。その他の法的形態に鞍替えをすることはオーストリアの協同組合にとつては不可能なのである。

ギリシアでは、協同組合の地位は、他の国々におけるものとは幾分か異なっている。ギリシアでは、農業協同組合が協同組合運動において支配的地位にあることが明らかであるからだ。確かに基本的な協同組合組織の内容を確定する法律が1915年以来存在しているが、それはドイツおよびオーストリアの協同組合法に倣ったものであり、詳しい法律的取扱を体験して来たのは基本的には農業協同組合だけである。1914年法は幾度か改正されており、抜本的な改正を経て、現在の所、1979年以降において農業協同組合に関する特別法が、1986年以降では市民協同組合に関する法律が存するようになっている。1985年の法律は、他の国での協同組合法の法的定義にまさしく類似する法的定義を掲げている。だが、ドイツ法との法律上での規定の類似が言えるにしても、ギリシアでは協同組合の自治的な自主管理を許容しないし、協同組合の指導と監督に際する国家からの巨大な影響も排除されてはいない、という点でギリシアの協同組合運

動の根本問題に眼を塞ぐことはできない。

ポルトガルでは、1867年に協同組合法が公布されている。それは、イギリスの1852年の産業節約組合法に続く欧州で第2番目のナショナルな協同組合法と看做されている。しかし、同法は、すべての協同組合タイプに関する一般的な枠組規定を掲げるにすぎない。したがって、同法と並んで、いくつかの協同組合タイプのための特別法規が存在する。1974年革命の後、イタリアでの事例に倣ったのか、新しい憲法において協同組合に関係する10カ条が（協同組合設立に関する承認の自由、国家支援の承認、取引、住宅建設、農地改革における協同組合の役割）が定められた。こういった憲法法律上での基準に合致して、後に、個々の協同組合のための特別法をも含めて幾つかの法律が公布されている。1867年の諸条項の抜本的な改正がその後1980年法で行われているが、それは、しかし、上に述べた特別法を廃止するものではない。

1990年には、農業信用に関する信用協同組合が独特な法律の効力を有する布告で規律された。協同組合法は1995年に改正され、信用協同組合に関する諸規定もまた、なによりもまずより大きな業務上の活動の余地を保証するために、1995年に変更を見た協同組合法に所定の諸要件に合致させられている。

スペインは、協同組合立法において、ポルトガルとの一定の類似性を示している。1906年に、初めて、農業協同組合が「農業企業連合(Syndikat)に関する法律」中に掲げられ、それによって協同組合はスペインでも広範に普及することになる。その他の協同組合態様はかかる法的根拠を有せず、かつ、なによりもまずそれが理由でかかる巨大な意義を手に入れることはなかった。1931年に共和国政府により統一協同組合法が公布されたが、市民戦争後、1942年に、新しい法律が制定されるに及んで廃止されている。

フランコ独裁下で適用され続けた同法では、協同組合は、以下のように、商法上の団体としてではなくて民法の組合として定義されている。



の協同組合にとって時々の問題と課題を柔軟かつ個別的に処理することを可能にし、協同組合にとって時々存する課税上の--協同組合は、自らは事業を行わず組合員の事業の便宜を図ってそれだけを経営する限度で、判例では非営業企業と看做されたことに由来する--優遇により一層強化されたからである。しかし、こういった疑いも無く凡そ不可視的な協同組合の地位を相当の法律の助けを借りて明白にしようとする試みは、以前にも(1910年)、後になっても(1981年)いくつかの、あるいはすべての協同組合の抵抗にあって挫折している。

協同組合は、デンマークそのものにおいては、こういうわけで、その時々定款において反映されうるその実体的な本質を手がかりとして認められうるのである。形式的な法的タイプに基づく他の会社形態との区別は、ここでは、不可能なのである。

ノルウェーでも、格別には協同組合法は存在しない。デンマークと同様に、ここでも、協同組合法は、慣習法および判決から発展を遂げて来ている。従って、その限りで、協同組合に関する何らの法的定義も存在しないし、また、協同組合にとってその法的形態の選択は原則として自由に行われる。それにもかかわらず、協同組合は、有限責任の、しかも変動する資本と変動する組合員数を有する会社と看做されている。この無法状態を終了させようとする立法者の試みは、これまで、デンマークと同様に、協同組合の抵抗にあって挫折している。

#### 小括

わが国においては、協同組合というものは、その経済的活動内容を別にして、実体的意義でも、つまり協同組合原則に従って経営される形態として、同時に、形式的にも、つまり法的形態としても、一見明白で、両者は不可分離的に統合されている。この意味であまりに透明な国に住んで居る我々が、この国での法的常識を前提として欧州の協同組合及び協同組合法にアプロー

チしてゆくと様々な悲喜劇が演じられることになる。

本稿では、実体的意義での協同組合つまり協同組合原則を組織経営の原則としている協同組合、また、形態的または形式的意義での協同組合つまり法的形態としての協同組合といった術語を前提的に説明することなしに本文で使用したが、それも、我々が有している予めの常識と欧州での概念、法的扱いとの落差に読者をして驚愕させるためである。社会学の泰斗M. ヴェーバーは、「驚愕することを知らない者は学ぶことをしない」といった類いのことを語っているが、「驚愕」は、現に存する協同組合の分析に立ち至った時には、さらに深刻なものになってゆくはずである。しかし、これについては、協同組合のプロパーの研究者に委ねることとする。

我々の課題は、働く者による仕事起こしの協同組合がEU諸国において深刻な雇用問題にどのような貢献をなし、なしうる可能性を秘めているのか、また、その際に公共がどのような支援の仕組みを用意しているのか、これを当面明らかにすることにある。イタリアにおいて、フランスにおいて、その他の国々についても、これ以降において、協同組合と言う場合には、本稿で提示した当該国での基本的な存在形態を前提としておけば、この国での一定の常識から開放されてより率直な視線を投げかけることができるであろう。

本稿を用意するにあたって渉獵した文献、資料は、紙数を大幅に超過したので、最終Noteとなる次号で提示することとする。